

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
令和6年度 埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 募集要領

◆ 目 的 ◆

この事業は、新卒保育士を採用する保育所等に就職準備金を貸付けることにより、保育士の確保に役立てるものです。貸付対象者が運営する保育所等において、新卒保育士が2年間引き続き児童の保護等に従事した場合には、借りた資金の返済は全額免除されます。

◆ 実施主体 ◆

埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という)が行います。

◆ 概 要 ◆

1 本貸付事業における用語の定義

(1) 新卒保育士とは

常勤保育士(就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者、又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者)であり、次の①②のいずれかに該当すること。

- ① **令和6年度中に都道府県知事の指定する保育士の養成施設※を卒業した者又は卒業見込みの者。**
※4年生大学や短期大学、専門学校に設置されている保育士の指定養成コースであること。

(学科・コースまでご確認ください。ご不明な点はお問合せください。)

参考: とも家庭庁ホームページ指定保育士養成施設一覧 <https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku>

※指定保育士養成施設の卒業見込みが令和6年度中かどうかご確認ください。保育士証の「指定保育士養成施設卒業」の年月日が令和6年3月以前の場合は対象外です。

例えば、学校のカリキュラムにより、令和6年3月に保育士養成コースを卒業扱いとなり、令和6年4月から幼稚園教諭の資格取得コースなど別コースを履修して令和7年3月に学校を卒業する場合は、保育士証の指定保育士養成施設卒業の年月日が「令和6年3月」となるケースがあります。この場合、本貸付は対象外となりますのでご注意ください。

なお、保育士証の指定保育士養成施設卒業の年月日が令和6年3月以前の方は、「令和7年度埼玉県保育士就職準備金貸付(さいたま市を除く)」の対象となる場合がありますので、別途お問い合わせください。

- ② **令和6年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。**

(2) 保育所等とは

県及び市町村以外の者が運営する以下に掲げる施設のこと

- ① 児童福祉法(昭和22年法律164号)第7条に規定する保育所
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- ⑤ 児童福祉法第37条に規定する乳児院
- ⑥ 児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設
- ⑦ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設

2 貸付対象者 次の(1)～(4)の全てを満たす保育事業者が対象です。

- (1) 令和6年度に新卒保育士の採用を内定する埼玉県内の保育所等を運営する法人等(以下「保育事業者」という)であること。
- (2) 新卒保育士の勤務先の保育所等が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成 27 年 3 月 31 日付け三府省連名通知)に定めるキャリアパス要件を満たしていること(申請日時点でキャリアパス要件を満たしていない場合は、市町村による確認が必要)。*ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。
- (3) 当該年度に都道府県知事の指定する保育士養成施設の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。
- (4) 貸付金が交付された月の翌月末までに、新卒保育士に対して 20 万円を一括で給付又は貸付をすることに同意すること。

注意

- ・本貸付事業の対象者(借受者)は、保育事業者になります。新卒保育士自身が個人で申請するものではありません。
- ・同一の新卒保育士について複数の保育事業者から申請することはできません。

3 貸付額 【P4「新卒保育士への資金交付について」参照】

(1) 次の市町村に所在する保育所等

行田市、幸手市、秩父市、羽生市、戸田市、三郷市、皆野町、宮代町、杉戸町、横瀬町、鴻巣市、加須市

20万円(県負担分15万円、市町村負担分5万円)

※市町村が負担できる人数より申請者が上回る場合は、保育事業者負担となる可能性があります。

(2) (1)以外の市町村に所在する保育所等

15万円(県負担分15万円、市町村負担分0円)

※必ず、保育事業者が5万円を負担し、20万円にして新卒保育士へ給付もしくは貸付をしなければなりません。

4 貸付人数

500名

※先着順です。同一保育事業者からの申請人数に制限はありません。

※定員が残り僅かになった場合のみ、ホームページでお知らせいたします。

◆申請◆

1 申請書類

次に掲げる書類を作成してください。

なお、申請書類の所定様式は、県社協ホームページからダウンロード可能です。

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 申請書(様式第1号①)	新卒保育士1人につき1枚
	※申請時点で配属先が未定の場合、配属先施設一覧(様式第1号②)	新卒保育士1人につき1枚
②	同意書(様式第3号)	法人につき1枚
③	新卒保育士の内定通知書(写)	新卒保育士1人につき1枚
④	新卒保育士の卒業見込証明書(写)、又は保育士試験合格通知書(写)	新卒保育士1人につき1枚
⑤	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 希望者一覧(様式第2号)	一度の申請につき1枚
⑥	養成施設の実習生を受け入れていること等が分かる書類(写)※ 例)指定養成施設からの照会文書及び回答書、実習の契約書等の写し	一度の申請につき1枚
⑦	新卒保育士就職準備金貸付事業 申請書類チェック票[申請者用]	一度の申請につき1枚

<書類作成上の注意>

- ・記入した申請様式は、必ず原本で提出してください。
- ・修正液(テープ)、消せるボールペンは使用しないでください。
- ・証明日や記入日のないものは、書類を返却します。
- ・訂正は二重線を引き、公印にて訂正ください。新卒保育士本人が記入する箇所は本人印で訂正ください。

※申請書類⑥について

当該年度に指定養成施設の実習生の受け入れがない場合、以下のいずれかの書類をご提出ください。

審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。

○過去に実習生を受け入れた保育所であることが分かる書類(過去3年以内のもの)

例)養成施設からの照会文書及び回答書、実習の契約書等の写し

○実習生の受け入れができる保育所であることが分かる書類

(1)実習生受け入れの事業計画書の写し及び実習生の受け入れの意思はあるが、受け入れの実績がないことに関する理由書(任意様式)

(2)理事会の議事録(理事会等で承認を得ていることの記載部分)の写し及び実習生の受け入れの意思はあるが、受け入れの実績がないことに関する理由書(任意様式)

○埼玉県保育士等キャリアアップ研修の「保育実践」の受け入れ保育所であることの決定通知書の写し

○子育て支援員研修の「見学実習」の受け入れ保育所であることが分かる書類の写し及び実習生が自園の職員ではないことが分かる書類の写し

2 申請窓口

保育事業者は、申請書類を下記の申請先に提出してください。

保育所等	申請先
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

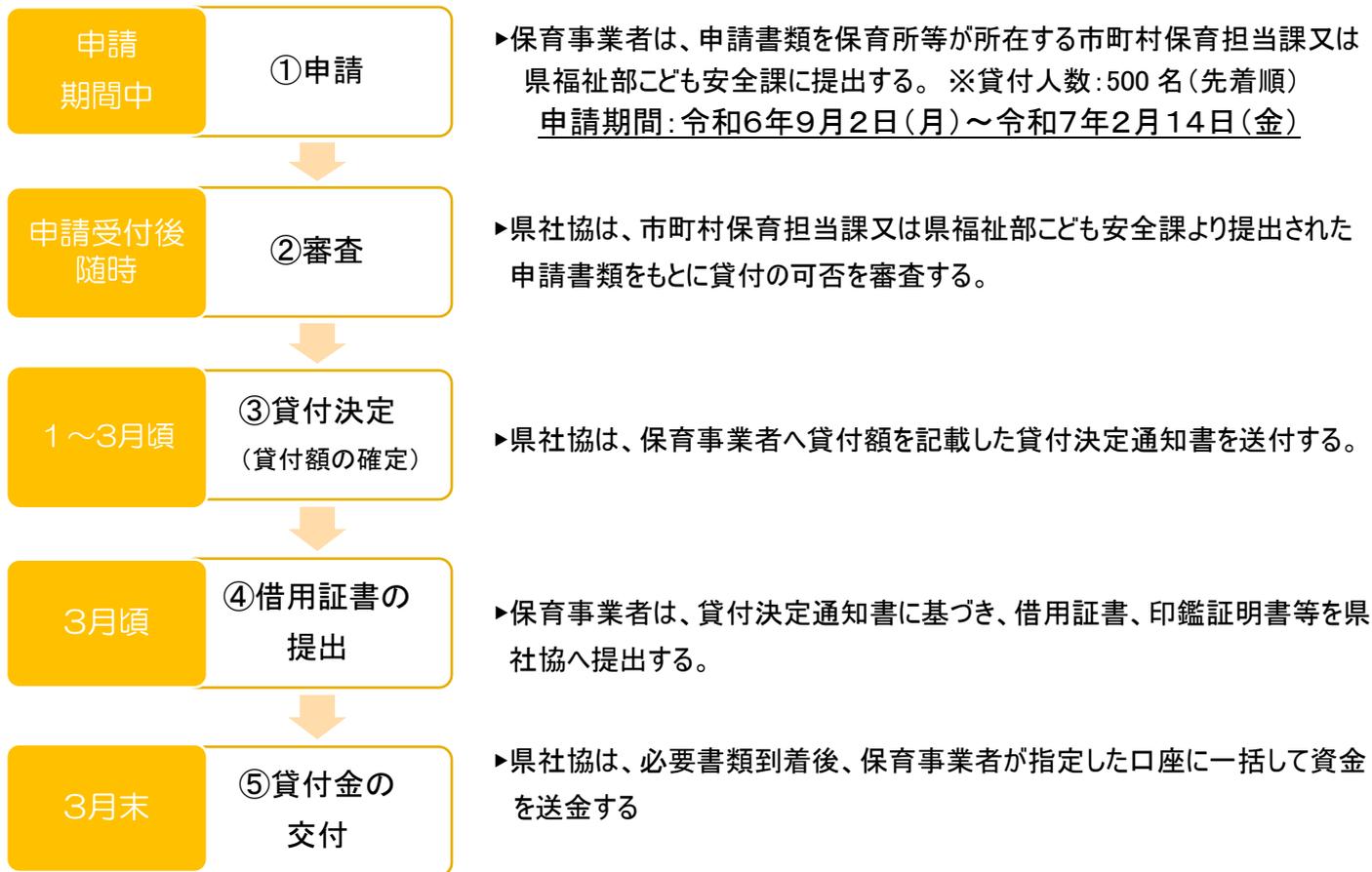
※県社協あてに直接提出があった場合は、書類一式を一度返却させていただきますのでご注意ください。

※新設園については、キャリアパス要件を満たす予定であると所在する市町村が認めれば、対象となる可能性があります。事前に所在する市町村保育担当課にご相談ください。

3 申請期間

令和6年9月2日(月)～令和7年2月14日(金)

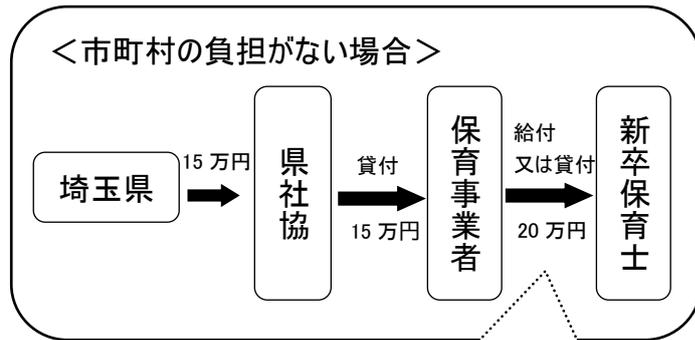
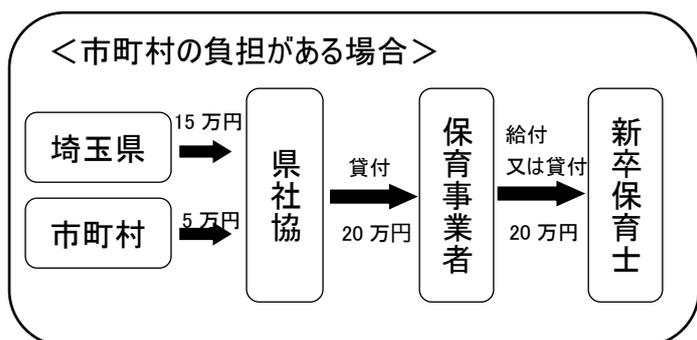
◆申請書類提出から貸付金の交付までの流れ◆



貸付決定後、提出するもの

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 借用証書(様式第4号)	新卒保育士1人につき1枚
②	振込口座申請書(様式第5号)	法人につき1枚
③	振込先通帳(写)	法人につき1枚 金融機関、支店、口座の種類、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが分かる部分
④	印鑑証明書	法人につき1枚

◆新卒保育士への資金交付について◆



県社協からの貸付金 15万円
+ **保育事業者の負担金 5万円**

※保育事業者は、県社協から貸付金が交付された月の翌月末までに新卒保育士に対し、20万円を一括で支給してください（「受領報告書（様式第6号）」にて新卒保育士に就職準備金が支給されたかを確認します）。

※保育事業者が新卒保育士に就職準備金 20万円を支給する際には、「給付」又は「貸付」のいずれも可能とします。各保育事業者の判断で、新卒保育士の不利益にならないよう留意し、新卒保育士に了承のうえ支給してください。

◇「給付」とした場合

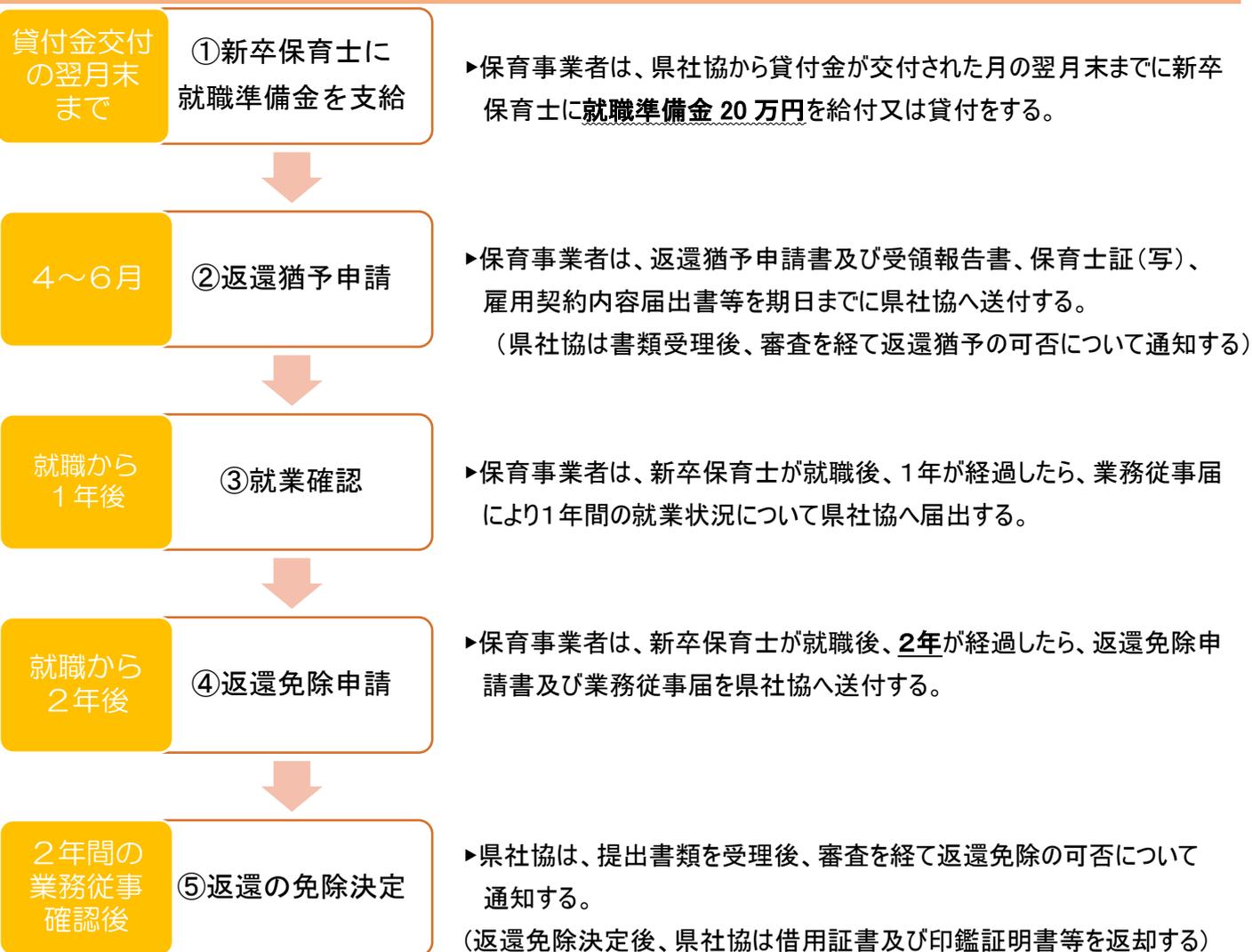
貸付金の返還が生じた場合（新卒保育士の2年未満の退職等）、保育事業者の負担で借用金額（20万円又は15万円）を県社協へ返還いただきます。新卒保育士から資金の返還を求めることはできません。

◇「貸付」とした場合

貸付金の返還が生じた場合、保育事業者は県社協からの借用金額（20万円又は15万円）を県社協へ返還いただきます。別途、新卒保育士に資金の返還を求めることができます。

- ・貸付の趣旨、貸付の条件、返還免除の要件、返還の要件等については、双方同意の上、書面で行ってください（本貸付事業の返還免除要件より上乗せして条件を課すことは不可）。
- ・新卒保育士が未成年の場合は法定代理人（親権者）の同意が必要となります。
- ・連帯保証人を立てる場合は、書面に署名・捺印が必要です。

◆就職準備金の支給から返還免除の決定までの流れについて◆



1 貸付金の返還の猶予について

新卒保育士が、次に掲げる事由が継続している期間は、返還の債務の履行を猶予できるものとします。

(1)－①県社協からの貸付額が20万円の場合

採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所で児童の保護等に従事しているとき

(1)－②県社協からの貸付額が15万円の場合

採用された保育所等が所在する県の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に従事しているとき

(2)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

◇やむを得ない事由とは

※返還の猶予ができる期間はその事由によって異なります。当該事由が生じた際にお問合せください。

①新卒保育士が出産休暇・育児休業を取得する場合

(子が1歳に達する月まで。なお育休法第5条第3項で定める者は子が1歳6か月に達する月まで。)

②新卒保育士が介護休業を取得する場合

③疾病・負傷等のため、療養する必要があり、新卒保育士が在職中に病気休職等を取得する場合で、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

④人事異動により、(1)に該当する保育所等での児童の保護等に従事できなくなったとき(最長2年)

返還猶予申請時に提出するもの

①	埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 受領報告書(様式第6号)	新卒保育士1人につき1枚
②	返還猶予申請書(様式第9号)	法人につき1枚
③	保育士証(写)	新卒保育士1人につき1枚
④	雇用契約内容届出書(様式第7号)	法人につき1枚

就職から1年後に提出するもの

①	業務従事届(様式第8号)	法人につき1枚
---	--------------	---------

2 貸付金の返還の免除について

新卒保育士が次のいずれかに該当するに至ったときは、就職準備金 20 万円に対する返還の債務を免除するものとします。

(1)－①県社協からの貸付額が20万円の場合

採用された保育所等が所在する市町村の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事したとき。

(1)－②県社協からの貸付額が15万円の場合

採用された保育所等が所在する県の区域内において、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で児童の保護等に2年間引き続き従事したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により児童の保護等に従事できなかった期間は(1)の従事期間に算入できません。

(2)(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

返還免除申請時に提出するもの

①	業務従事届(様式第8号)	法人につき1枚
②	返還免除申請書(様式第10号)	法人につき1枚

◆貸付金の返還について◆

1 貸付金の返還について

保育事業者は、次のいずれかに該当する場合には、資金を返還しなければなりません。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき
- (3) 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等において児童の保護等に従事する意思がなくなったとき
- (4) 保育事業者が運営する保育所等において新卒保育士を児童の保護等に従事させる意思がなくなったとき
- (5) 新卒保育士が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

◇貸付契約の解除について

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 新卒保育士が保育事業者の運営する保育所等を退職した又は内定を辞退したとき
- ② 新卒保育士が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 新卒保育士が死亡したとき
- ④ 新卒保育士が給付又は貸付を受けることを辞退したとき
- ⑤ 保育事業者が偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ⑥ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※グループ法人(代表者が同一など)であっても、法人をまたぐ異動があった場合は返還となりますのでご注意ください。

※在籍出向は可能です。ただし、2年以内に限りです。

例) 社会福祉法人 B 会の C 保育所に所属する保育士が、同じ系列のグループ法人である株式会社 D 社の E 保育所に異動となった。

- ① 保育士の雇用契約が社会福祉法人 B 会から、株式会社 D 社に変更となる場合(転籍)
→ **返還**
- ② 保育士の雇用契約が社会福祉法人 B 会のまま、株式会社 D 社へ出向となる場合(在籍出向)
→ **猶予可能。ただし、業務従事期間に含めることはできない。**

2 返還方法について

返還期間:返還の事由が生じた日の属する月の翌々月まで

返還方法:一括払い

3 延滞利子

正当な理由なく貸付金の返還期限日までに返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還された日までの日数に応じ、返還額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

4 返還の流れ

①返還の事由が発生

↓

②県社協に速やかに連絡の上、「返還計画申請書(様式第12号)」を提出

↓

③県社協で審査の上、納入通知書を送付

↓

④保育事業者が、指定口座に一括で払込

↓

⑤県社協への入金完了後、保育事業者あてに「返還完了通知」及び借用証書及び印鑑証明書等を返却

返還申請時に提出するもの

①	返還計画申請書(様式第12号)	新卒保育士1人につき1枚
---	-----------------	--------------

◆その他届出書類◆

保育事業者や新卒保育士に状況の変化が生じた場合は、速やかに県社協へご連絡ください。

貸付を辞退するとき

①	貸付辞退届(様式第11号)	新卒保育士1人につき1枚
---	---------------	--------------

保育事業者の名称、代表者、所在地等を変更したとき

①	異動届 借受者用(様式第13号)	法人につき1枚 登記事項証明書(原本)を添付
---	------------------	---------------------------

新卒保育士の氏名、勤務先を変更したとき

①	異動届 新卒保育士用(様式第13号)	新卒保育士1人につき1枚
---	--------------------	--------------

◆様式一覧◆

各種様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_8.html



埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 申請書①②	様式第1号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 希望者一覧	様式第2号
同意書	様式第3号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
埼玉県新卒保育士就職準備金貸付 受領報告書	様式第6号
雇用契約内容届出書	様式第7号
業務従事届	様式第8号
返還猶予申請書	様式第9号
返還免除申請書	様式第10号
貸付辞退届	様式第11号
返還計画申請書	様式第12号
異動届	様式第13号
キャリアパス要件確認書 ※市町村保育担当課が使用するもの	様式第14号
新卒保育士就職準備金貸付事業 申請書類チェック票	

◆問い合わせ先◆

【申請方法・手続きなどに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL 048-824-3370

【制度趣旨・キャリアパス要件に関すること】

○埼玉県 福祉部こども支援課 保育・人材確保担当 TEL 048-830-3349